

建築基準法第 51 条の処理施設について

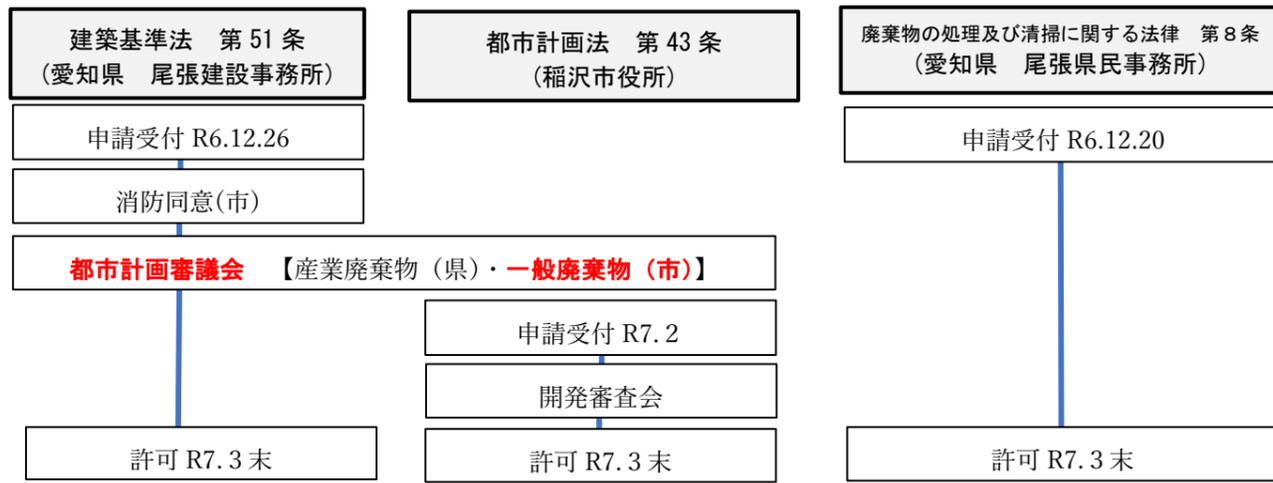
1. 一般廃棄物処理施設の敷地について

建築基準法第 51 条により処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。**また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、愛知県知事の許可を受けなければならない。

2. 一般廃棄物処理施設の都市計画決定

処理施設のうち一般廃棄物と産業廃棄物では、その敷地の位置について都市計画を定める者が異なる。都市計画法第 15 条及び令第 9 条より、産業廃棄物処理施設は愛知県が、**一般廃棄物処理施設は市町村がその敷地の位置を定める。**

3. 各許可申請の流れ ※建築基準法、都市計画法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可は同日とする。



【根拠法】

<p>① 建築基準法 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) 第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又は畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p> <p>建築基準法施行令 (位置の制限を受ける処理施設) 第 130 条の 2 の 2 法第 51 条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)</p>
<p>② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物処理施設の許可) 第 8 条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。)を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (一般廃棄物処理施設) 第 5 条 法 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が 5 トン以上(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上又は火格子面積が 2 平方メートル以上)のごみ処理施設とする。</p>
<p>③ 都市計画法 (都市計画を定める者) 第 15 条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画</p> <p>都市計画法施行令 (都道府県が定める都市計画) 第 9 条 法第 15 条第 1 項第 5 号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 2 法第 15 条第 1 項第 5 号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 七 産業廃棄物処理施設</p>

4. 申請者・位置等

申請者	コスモリサイクル株式会社 代表取締役 三根健一
位置	稲沢市福島町沢西 89 番 1 ほか 19 筆 (市街化調整区域)
敷地面積	9,760.85 m ² ※R2.10.19 の建築基準法第 51 条許可時と同一敷地【愛知県都市計画審議会】
本申請(許可対象)	一般廃棄物処理施設(処理能力が 5 t/日超の処理施設): 家庭ごみ(ビニール袋、洗剤容器等)

5. 本敷地における施設の変遷及び従前の建築基準法第 51 条ただし書き許可

年月日	概要
H2.1.9	産業廃棄物収集運搬業許可により、廃プラスチック、金属くずの積替え・保管を開始した。
H7.1.23	産業廃棄物処分業許可により、廃プラスチック、金属くずの中間処理(5 t/日以下)を開始した。
H19.3.27 産業廃棄物処理施設	事業拡大により破砕機の処理能力を増加し、廃プラスチックの破砕 9.97t/日(規制値 5 t/日以下)、木くずの破砕を 14.95t/日(規制値 5 t/日以下)とするため産業廃棄物処理施設として最初の 建築基準法第 51 条ただし書き許可 を受けた。【愛知県都市計画審議会】
H25.3.28 産業廃棄物処理施設	事業拡大に伴う破砕機の更新により、廃プラスチックの破砕 278.52t/日(従前許可の処理能力の 1.5 倍にあたる 14.95t/日超)、木くずの破砕を 444.72t/日(従前許可の処理能力の 1.5 倍にあたる 22.42t/日超)となり産業廃棄物の処理能力の増加に伴い、 建築基準法第 51 条ただし書き許可 を受けた。【愛知県都市計画審議会】
R2.10.19 産業廃棄物処理施設	事業拡大に伴う新たな工場棟の増築により、破砕機の設置と一部の破砕機の廃止をし、廃プラスチックの破砕 459.72t/日(従前許可の処理能力の 1.5 倍にあたる 417.78t/日超)、木くずの破砕を 699.22t/日(従前許可の処理能力の 1.5 倍にあたる 667.08t/日超)となり産業廃棄物の処理能力の増加に伴い、 建築基準法第 51 条ただし書き許可 を受けた。【愛知県都市計画審議会】
R4.9	破砕機を廃止したことで、廃プラスチックの破砕 205.20t/日、木くずの破砕 90.00t/日へ処理能力を縮減した。
本申請 R6.12.26 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設として稼働している施設の一部を一般廃棄物処理施設へ用途変更し、プラスチック容器包装の破砕を 29.76 t/日(規制値 5 t/日以下)することにより、 建築基準法第 51 条ただし書き許可 が必要となった。【稲沢市都市計画審議会】

6. 愛知県における建築基準法第 51 条ただし書き許可基準

	許可基準	本計画										
対象施設	一 法第 51 条に掲げるごみ焼却場 二 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。) 三 廃掃法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 に掲げる産業廃棄物処理施設 四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に掲げる廃油処理施設	二 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設 一般廃棄物処理施設(プラスチック容器包装等の破砕)処理能力 29.76 t/日(5 t/日以上)										
位置の基準	一 対象施設の敷地は工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)内であること。 二 対象施設の敷地は以下に掲げるものから 100m 以上離れていること。ただし、対象施設の敷地との間に幹線道路又は鉄道線路があり公害防止上支障がない場合は、この限りではない。 (1) 住居系用途地域 (2) 既存集落(工業地域及び工業専用地域にあるものを除く。) (3) 静穏な環境を必要とする施設の敷地	市街化調整区域内 (1) 第一種住居地域まで南南東に約 1.9 km、北東に 2.6 km (2) 既存集落は当該敷地から南東に約 180m (3) 稲沢市立千代田小学校及び千代田中学校が北へ約 600m、通所介護施設が当該敷地の南西へ約 250m										
道路の基準	一 敷地の搬出入口が面する道路の幅員は敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。ただし、交通安全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>敷地面積</th> <th>道路幅員</th> </tr> <tr> <td>0.3ha 以上</td> <td>9m</td> </tr> <tr> <td>0.3ha 未満</td> <td>6m</td> </tr> </table> 二 道路の拡幅により前号の規定を満足しようとする場合は当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。 三 主たる搬出入道路は通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。ただし、ガードレール等により物理的に歩道と車道が分離されている場合はこの限りでないが、通学路部分における搬出入車両の運行は児童の登下校に支障がないよう努めること。	敷地面積	道路幅員	0.3ha 以上	9m	0.3ha 未満	6m	敷地面積が 9,760.85 m ² に対して、北側の市道道路幅員は 7.0m、一方通行・1 車線であるが、その北側に市道道路幅員 6.5m、一方通行・1 車線があり、当該 2 車線を前面道路とみなし、許可基準を満たしている。また、主たる搬出入道路は通学路と重複している場所が一部あるが、ガードレールにより歩道と車道が分離されている。				
敷地面積	道路幅員											
0.3ha 以上	9m											
0.3ha 未満	6m											
施設整備の基準	一 緑化区域は、敷地面積に対して 20%以上とすること。 二 敷地は、廃棄物処理上及び車両通行上、支障がない形状であること。 三 公害防止対策について、以下に掲げる対策を行うこと。 (1) 敷地境界線に沿ってその内側に敷地面積に応じて下表の数値以上の緩衝帯を設けること。 <table border="1"> <tr> <th>敷地面積</th> <th>緩衝帯の幅員</th> </tr> <tr> <td>1.0ha 未満</td> <td>1m</td> </tr> <tr> <td>1.0ha 以上 1.5ha 未満</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>1.5ha 以上 5.0ha 未満</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>5.0ha 以上 15.0ha 未満</td> <td>10m</td> </tr> </table> (2) (1)における緩衝帯の他、公害防止対策を万全に行うこと。 四 廃棄物処理に使用する車両の駐車場を敷地内に確保すること。また、その他所要の駐車場を敷地内に確保するよう努めること。 五 搬出入口は、交差点から 5m 以内の部分に設けてはならない。	敷地面積	緩衝帯の幅員	1.0ha 未満	1m	1.0ha 以上 1.5ha 未満	4m	1.5ha 以上 5.0ha 未満	5m	5.0ha 以上 15.0ha 未満	10m	一 緑化区域: 20.10% 二 現在、廃棄物処理施設として使用している敷地であり、敷地内に搬入車両の停車帯を確保しており、一般廃棄物の取扱い開始に伴い、それぞれ敷地内停車帯を設け、廃棄物処理上及び車両通行上支障なし。 三 (1) 緩衝帯の幅: 1m 以上(南西角最小) (2) 騒音・振動対策: 破砕機がある建物の外壁を遮音効果の高い仕様(ガルバ鋼板 t0.4+PB9.5 二重)とし、破砕機の接地面に防振ゴムを設置 粉じん対策: 常に整理清掃を徹底し、操業中は粉じん等が発生しないよう適時散水を行う 水質対策: 油水分離槽を経由し水路へ排水 四 二に同じ。また、申請地の南側に、自社車両 22 台、職員用 45 台の駐車場を確保している。 五 搬出入口は敷地東側交差点から 24.5m の位置
敷地面積	緩衝帯の幅員											
1.0ha 未満	1m											
1.0ha 以上 1.5ha 未満	4m											
1.5ha 以上 5.0ha 未満	5m											
5.0ha 以上 15.0ha 未満	10m											
事前調整説明等	一 対象施設の設置に必要な他法令の許可等に係る調整(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)。 二 対象施設の敷地が存する市町村に対する事業計画の概要に関する事前説明。なお、敷地が他の市町村に接する場合など、必要に応じて隣接する市町村に対しても行うこと。 三 次に掲げる者に対する事業計画の概要に関する事前説明。 (1) 対象施設の敷地境界線から 30m 以内の居住者、土地の所有者・権利者及び建築物の所有者・権利者 (2) 対象施設の敷地を区域に含む自治会等地元組織の代表者	一 尾張県民事務所廃棄物対策課と調整を行い、令和 6 年 12 月 20 日に許可申請書を提出済み 二 稲沢市建築課と協議し、令和 6 年 12 月 16 日に了承 三 敷地境界線から 30m 以内の居住者や土地の所有者(14 名)及び福島自治会副会長に対しての事前説明は令和 6 年 10 月 24 日に実施(出席者 3 名)										

計画の概要

1. 背景

プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸出入規制強化への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性の高まりを受け、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の措置を盛り込んだ「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**」が令和4年4月に施行されている。

これにより、プラスチックの資源循環の取組を進める必要が出てきており、一般廃棄物で家庭から出るプラスチック製容器包装廃棄物等を回収して再資源化する取組が広がっている。

【廃棄物（廃棄物処理及び清掃に関する法律）】
 廃棄物には、大きく分けて「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2種類があり、産業廃棄物とは、事業活動で生じる廃棄物のうち、20種類の廃棄物のことである。
 代表的なものでは、石炭がらや、焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油や動植物性油などの「廃油」、鉄鋼または非鉄金属の破片や研磨くずなどの「金属くず」などである。
 一般廃棄物とは、上記で解説した産業廃棄物以外の廃棄物のことです。さらに一般廃棄物は、事業活動によって生じる「事業系一般廃棄物」と一般家庭の日常生活から生じる「家庭系一般廃棄物」に分けられる。

2. 計画の概要【対象施設】

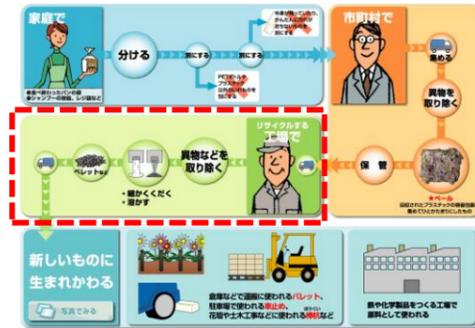
申請者は「産業廃棄物」及び「有価購入するプラスチック」を原料とした、フラフ燃料（燃焼効率を向上させるため、プラスチックを破砕した石油代替燃料）の製造と再生プラスチック原料の製造を行っている。

一般廃棄物の「プラスチック製容器包装廃棄物」を再資源化する際に、原料化不適物（材質の違いにより原料化できない廃棄物）が発生するが、原料化不適物は産業廃棄物として処分する必要があり、既設産業廃棄物処理施設では、この原料化不適物をフラフ燃料（石油代替燃料）としてリサイクルできる。

そのため、申請地で既に取り扱っている産業廃棄物と新たに一般廃棄物との両方を取り扱うことで、再資源化に向け大きなメリットとなる。

家庭から排出される一般廃棄物の「プラスチック製容器包装廃棄物（プラスチック製の菓子袋や洗剤の空容器）」を選別して破砕・洗浄・脱水し、溶融して樹脂燃料として販売するためには一般廃棄物処理施設の設置が必要であり、今回の申請に至った。

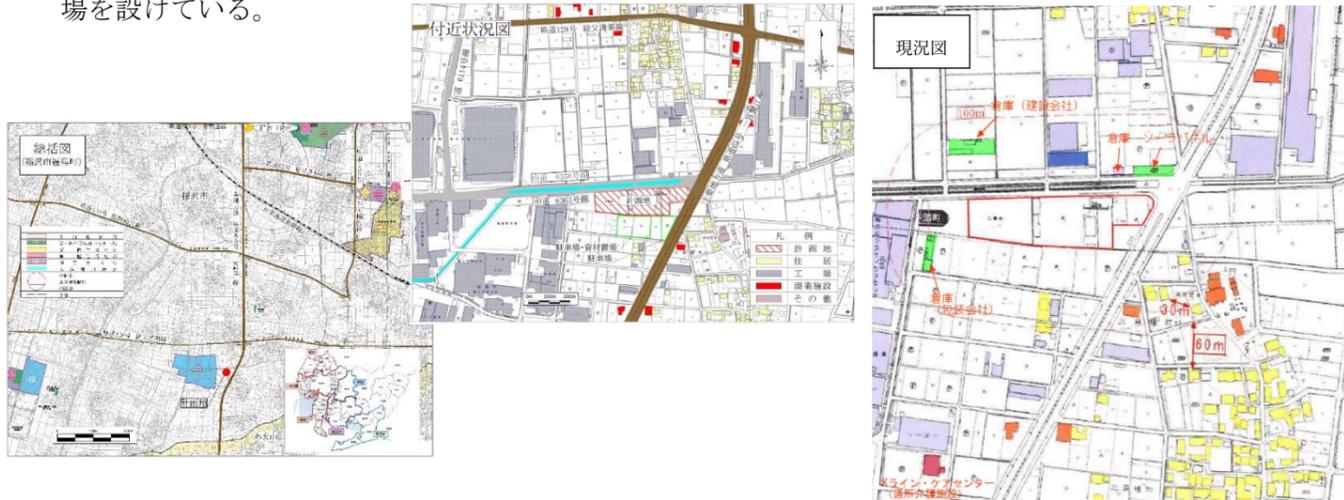
既に産業廃棄物処理施設として利用している既存施設の一部を一般廃棄物処理施設へ用途変更する。



3. 施設の位置及び周辺の土地利用状況【位置の基準】

稲沢市の南部に位置し、稲沢市役所から南へ約3.5km、名鉄津島線「青塚駅」から北へ約3.0kmの市街化調整区域内に位置している。また、住居系の用途地域（第一種住居地域）は、当該敷地から北東に約2.6km、あま市の住居系用途地域（第一種住居地域）は、当該敷地から南南東に約1.9km離れている。

周囲の土地利用状況は、北側は市道6363号線が、東側は主要地方道 県道65号一宮蟹江線が、南側は水路を挟んで駐車場、資材置場、田及び畑が、西側は田が存在する。なお、敷地南側に従業員駐車場と資材置場を設けている。



4. 既設施設の搬入出経路【道路の基準】

既存産廃処理施設の廃プラスチック類の搬入経路は、南東へ約6kmにある名古屋第二環状自動車道の大治北ICから県道79号あま愛西線、県道65号一宮蟹江線を経由して搬入している。

搬出は、県道65号一宮蟹江線から南へ約8.7kmにある東名阪自動車道の蟹江ICを経由して搬出している。

木くずの搬入は、市内各所の建設現場等から県道65号一宮蟹江線を経由して搬入している。

搬出は、県道65号一宮蟹江線、県道126号給父西枇杷島線、東へ約5.3kmにある名古屋第二環状自動車道の甚目寺北ICを経由して搬出している。



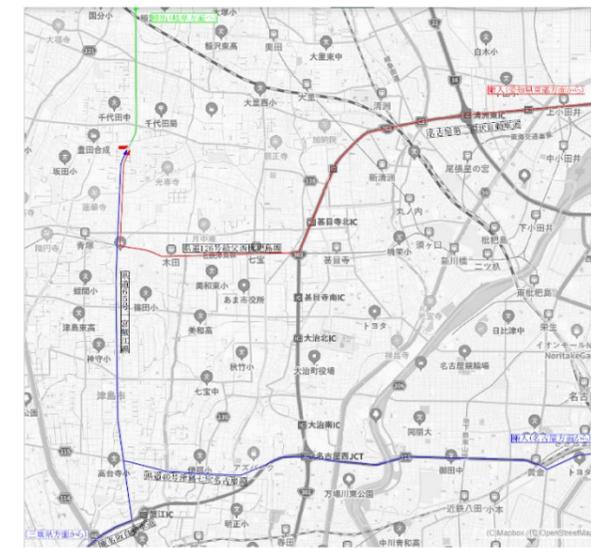
5. 用途変更施設の搬入出経路【道路の基準】

用途変更する一般廃棄物処理施設の搬入経路は、東へ約5.3kmにある名古屋第二環状自動車道の甚目寺北ICから、県道126号給父西枇杷島線、県道65号一宮蟹江線を経由して搬入する。

また、名古屋方面からの搬入経路は、県道40号津島七宝名古屋線、県道65号一宮蟹江線を経由して搬入する。

さらに、三重県方面からの搬入経路は、東名阪自動車道の蟹江ICから、県道65号一宮蟹江線を経由して搬入する。

搬出は、市道6363号線を左折して退出し、市道6350号線、市道6114号線、県道128号給父清須線、県道65号一宮蟹江線、県道14号岐阜稲沢線を経由して搬出する。



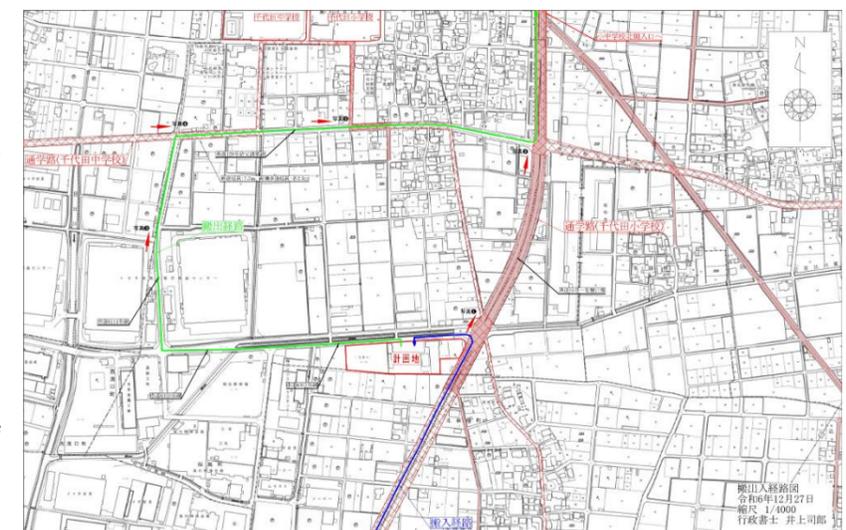
6. 搬入出道路と通学路【道路の基準】

搬入出経路は、北側約800mにある千代田中学校及び千代田小学校の通学路と約500m重複しているが、全て歩道と車道がガードレールで分離されている。

また、北側約3kmにある国分小学校の通学路とも重複しているが、県道65号一宮蟹江線には植栽帯と交差点付近にはガードレールがあり、歩道と車道が分離されている。

- 【一般廃棄物】
- ・10tトラック1日最大6台程度（搬入・搬出各3台）
- ・4tトラックで1日最大4台程度（搬入3台、搬出1台）
- 【産業廃棄物】
- ・10tトラック1日平均11.1台（搬入10.6台、搬出0.5台）
- ・4tトラック1日平均11.5台（搬入10.4台、搬出1.1台）

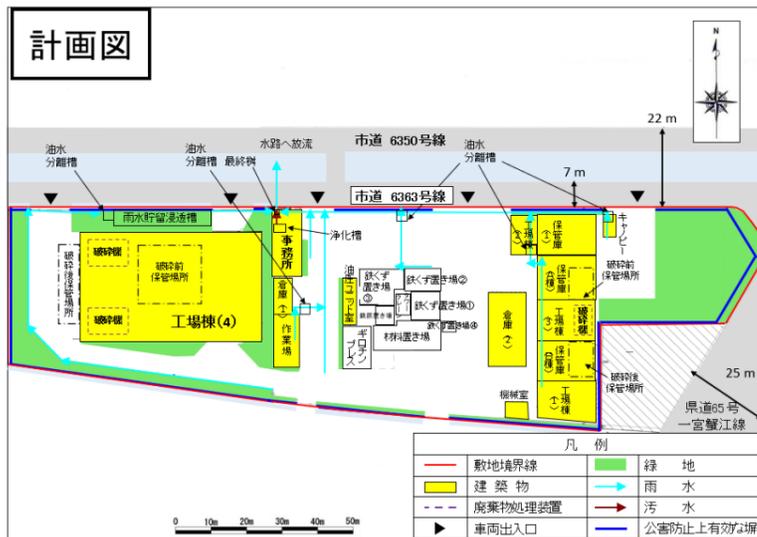
※搬入・搬出時間は8時から17時



7. 既存施設の概要（令和2年度許可時）

産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため事業拡大に伴い、工場棟（4）を新設し、敷地を拡大することと産業廃棄物の処理能力が前回（平成25年）の許可時に比べ1.5倍を超えることとなったため、建築基準法第51条のただし書き許可をした。

建物	構造	階数	建築面積	延べ面積
事務所	鉄骨造	2階建	142.40㎡	283.48㎡
倉庫(1)	鉄骨造	2階建	48.00㎡	96.00㎡
作業場	鉄骨造	平屋建	101.50㎡	101.50㎡
油圧ユニット室	鉄骨造	平屋建	44.37㎡	44.37㎡
機械室	鉄骨造	平屋建	22.00㎡	22.00㎡
工場棟(1・2・3)	鉄骨造	平屋建	968.06㎡	968.06㎡
保管庫(1・A・B)	鉄骨造	平屋建	20.00㎡	20.00㎡
倉庫(2)	鉄骨造	平屋建	200.00㎡	200.00㎡
新設				
工場棟(4)	鉄骨造	平屋建	1,500.00㎡	1,500.00㎡
合計			3,046.33㎡	3,235.41㎡



8. 今回の用途変更の概要【施設整備の基準】

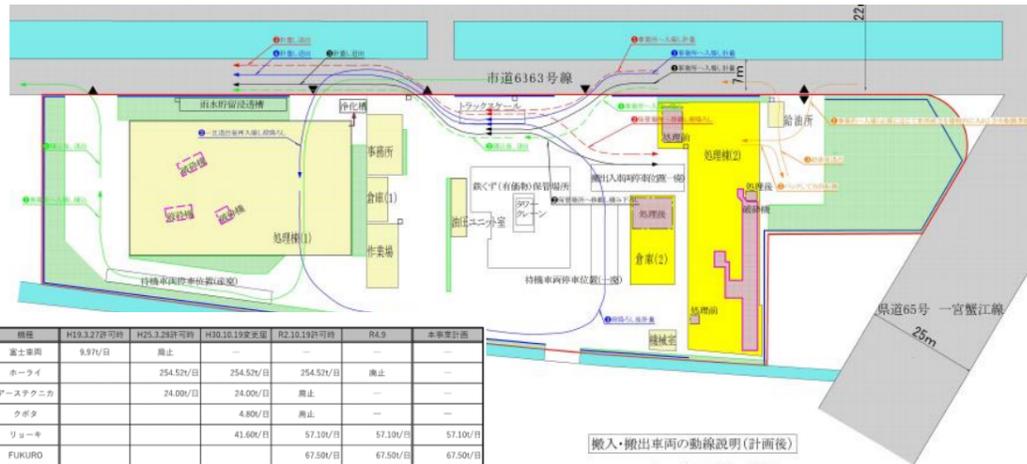
一般廃棄物の「プラスチック製容器包装廃棄物」を再資源化のニーズに対応するため、既存の産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設へ用途変更する。

一般廃棄物処理施設で再生プラスチック原料として再生処理するのに適さない廃棄物は産業廃棄物として処分する必要があるが、既設の産業廃棄物処理施設で処理することが可能であり効率が良いことから、既存の産業廃棄物処理施設の敷地内に、一般廃棄物処理施設を併設する計画である。

同じ敷地内で産業廃棄物と一般廃棄物の処理を行うが、処理施設、保管施設や車両停車はそれぞれ別に設けて処理を行う。

緩衝帯を兼ねる緑地は20.15%を確保し、敷地周囲には常緑高木の檜の木や月桂樹を植えるとともに、公害防止上有効な高さ2.75～4.0mの鋼板製の塀を設置している。

搬出入口は敷地東側交差点から24.5mの位置に設け、申請地南側には、従業員駐車場45台と自社保有車両用駐車場22台を設け車両通行に支障がないよう計画している。



廃棄物の種類	種別	H19.3.27許可時	H25.3.28許可時	H30.10.19変更時	R2.10.18許可時	R4.0	本案申請時	
産業廃棄物	富士車両	9.97t/日	廃止	—	—	—	—	
	ホーライ	254.52t/日	254.52t/日	254.52t/日	254.52t/日	廃止	—	
	アーステクニカ	24.00t/日	24.00t/日	24.00t/日	24.00t/日	—	—	
	クボタ	—	4.80t/日	4.80t/日	4.80t/日	—	—	
	リョーキ	—	41.60t/日	57.10t/日	57.10t/日	57.10t/日	57.10t/日	
	FUKURO	—	67.50t/日	67.50t/日	67.50t/日	67.50t/日	67.50t/日	
一般廃棄物	LINDNER	—	80.60t/日	80.60t/日	80.60t/日	80.60t/日	80.60t/日	
	合計	9.97t/日	278.52t/日	324.92t/日	459.72t/日	205.20t/日	205.20t/日	
	富士車両	14.95t/日	廃止	—	—	—	—	
	ホーライ	399.92t/日	399.92t/日	399.92t/日	399.92t/日	廃止	—	
	アーステクニカ	44.80t/日	44.80t/日	44.80t/日	44.80t/日	—	—	
	リョーキ	0t/日	67.80t/日	67.80t/日	67.80t/日	67.80t/日	67.80t/日	
その他	FUKURO	90.00t/日	90.00t/日	90.00t/日	90.00t/日	90.00t/日	90.00t/日	
	LINDNER	—	141.50t/日	141.50t/日	141.50t/日	141.50t/日	141.50t/日	
	合計	14.95t/日	444.72t/日	444.72t/日	699.22t/日	90.00t/日	90.00t/日	
	ごみ処理施設	破砕・選別・パレット原料化	—	—	—	—	29.76t/日	29.76t/日
	合計	—	—	—	—	—	29.76t/日	29.76t/日

9. 公害防止対策【施設整備の基準】

公害対策として「平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」その他の処理施設（補足：焼却施設及び最終処分場以外の施設）に基づいた調査項目から、今回の用途変更に関わる調査項目を選定している。

表 3-1-1 生活環境影響調査項目の選定

調査項目	影響要因	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	施設排水の排出	廃棄物運搬車両の走行
大気汚染	粉じん	○			
	二酸化窒素				×
	浮遊粒子状物質				×
水質汚濁	生物化学的酸素要求量			○	
	浮遊物質			○	
騒音	騒音レベル	○			×
振動	振動レベル	○			×
悪臭	特定悪臭物質臭気指数		×		

【粉じん】

粉じん等が飛散する風速の出現頻度は、愛西地域気象観測所における風向・風速データより、全風向では5.6%、最寄り民家への影響を考慮した北～北東の風については、0.2%であり、粉じんの飛散は最寄り民家方向には僅かである。また、破砕機は屋内に設置し、粉じんの発生が少ない湿式粉砕機を使用することにより、作業による粉じんの飛散を防止する。

【水質】

一般廃棄物を処理するために新たに設置する排水処理施設の放流水計画値から放流先水路（敷地北側）と排水経路の日光川日光橋の浮遊物質質量（SS）と生物化学的酸素要求量（BOD）の予測結果は、環境基準値を下回る。また、排水処理施設は日常点検を行うとともに、月1回以上の水質検査を行うことにより水質悪化の防止を図る。

【騒音・振動】

敷地境界付近の2地点で測定した騒音・振動レベルの結果、破砕機の騒音・振動レベルと建物の騒音・振動の伝わり方を考慮した騒音・振動予測結果はいずれも規制基準値内である。また、騒音発生機器の設置面にはゴムパッキン等を装着し、騒音・振動の発生を低減させる。



図 4-2-3 予測地点図（騒音・振動）



図 4-4-1 現地調査地点図（水質）

表 3-2-1 調査項目に選定した理由及び除外した理由

調査項目	影響要因	選定理由	除外理由
大気汚染	粉じん	施設の稼働	選定理由 荷降ろし作業時、設備への投入作業時に粉じんが発生する可能性がある。 したがって、調査項目として選定することとした。
		二酸化窒素 浮遊粒子状物質	除外した理由 運行計画では運搬車両（大型車）の増加は10台/日程度である。搬入搬出道路の県道一宮蟹江線の交通量は、昼間12時間で大型車5573台、全車種20173台である。 大型の増加割合は約0.2%、全車種の増加割合は0.1%未満と僅かであり、運搬車両の増加に起因する大気質の影響は極僅かであると考えられる。 したがって、調査項目から除外することとした。
水質汚濁	生物化学的酸素要求量 浮遊物質	施設排水の排出	選定理由 新たに 水処理施設が設置され、公共用水域に処理水が放流される。 したがって、調査項目として選定することとした。
		騒音・振動	除外した理由 大気汚染で記載したとおり、運搬車両の増加に起因する騒音・振動の影響は極僅かであると考えられる。 したがって、調査項目から除外することとした。
悪臭	特定悪臭物質臭気指数	施設の稼働	除外した理由 本事業で処理される廃棄物は、廃プラスチックであり、通常悪臭の発生はない。 したがって、調査項目として除外することとした。

表 4-1-5 粉じん等の飛散可能風速(5.5m/s以上)の出現頻度

	全時間帯	
	出現回数	出現頻度 (%)
全風向	489	5.6
北～北東	17	0.2

注：愛西地域気象観測所における2023年の風向・風速観測結果より

表 4-4-5 予測結果と基準値の比較

項目	測定項目	現況	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準
			予測	予測	予測	予測	
SS mg/l	放流先水路	現況	8	6	29	14	100
		予測	8	6	30	15	
	日光川日光橋	現況	7	8	8	6	
		予測	7	8	8	6	
BOD mg/l	放流先水路	現況	1.8	2.1	3.9	6.8	8
		予測	2.0	2.2	4.8	7.4	
	日光川日光橋	現況	2.6	2.5	2.5	2.9	
		予測	2.6	2.5	2.5	2.9	

規制法令：水質汚濁防止法

表 4-2-7 騒音予測結果と基準値の比較

予測地点	昼間		朝・夕		夜間	
	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2
予測結果	56dB	59dB	54dB	54dB	50dB	50dB
規制基準	60dB		55dB		50dB	

規制法令：騒音規制法

表 4-3-6 振動予測結果と規制基準の比較

予測地点	昼間		夜間	
	No.1	No.2	No.1	No.2
予測結果	48 dB	57 dB	45 dB	58 dB
規制基準	65 dB		60 dB	

規制法令：振動規制法